

令和5年3月31日

保護者各位

認定こども園たちばな

園長 関口 裕司

山王スイミング

代表者 関口 次雄

午前中のプール遊びと有料のスイミングの取り扱いについて

お世話になります。日頃よりたちばなの運営、保育にご理解ご協力いただきまして感謝申し上げます。

さて、表題についてですが、保護者の方よりプール遊びとスイミングの取り扱いが違うことについて説明してほしいとご要望が多数ありましたのでまとめてみました。

★プール遊びとは→園外保育

- ・プール遊びは、3歳の6月より山王スイミングをお借りして行っています。
- ・費用はすべて園で負担をしていて、すべての子どもが参加できるようにしています。
- ・午前中の保育時間を利用して担任が付き添い園外保育の一環として行っています。

※プール遊びでの安全管理責任は、学校法人山王幼稚園にあります。しかし、保育の一環でおこなっているためプール遊びでの怪我やトラブルは必ずたちばな職員（担任）が保護者の方へご説明します。

●スイミングとは→習い事

- ・4歳児の4月よりご希望の方が山王スイミングと契約をして任意で行っています。
- 3歳児は7月頃、開始する予定です。
- ・費用は山王スイミングとの契約によります。
- ・週1回、午後14時から17時の間にスイミングに行ってきます。
- ・スイミングは、山王スイミング職員の責任で実施されていて、たちばな職員（担任）などの付き添いはありません。

※スイミングでの怪我やトラブルは、スイミング事務所の柳瀬^{やなせ}までご連絡してください。

山王スイミング ☎ 027-266-5129

なお、スイミングから連絡がきた情報につきましてはお知らせいたします。